

広島県告示第四百十四号

令和二年広島県告示第八百九十六号（河川整備計画の策定）の一部を次のように改正し、
令和六年四月一日から適用する。

令和六年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>河川法（昭和三十九年法律第六十七号） 第十六条の二第一項の規定によって、一級 河川太田川水系三篠川ブロック河川整備計 画（変更）を令和二年五月二十二日に定め た。</p> <p>その関係図書は、広島県土木局道路河川 管理課及び河川課並びに広島県西部建設事 務所、広島県西部建設事務所東広島支所及 び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧 に供する。</p> | <p>河川法（昭和三十九年法律第六十七号） 第十六条の二第一項の規定によって、一級 河川太田川水系三篠川ブロック河川整備計 画（変更）を令和二年五月二十二日に定め た。</p> <p>その関係図書は、広島県土木局道路河川 管理課及び河川課並びに広島県西部建設事 務所及び広島県西部建設事務所東広島支所 に備え置いて縦覧に供する。</p> |